



## 町・県民税の申告相談が始まります

2月13日より、町・県民税（住民税）の申告相談の受付を開始します。町・県民税の申告は、令和6年度の町・県民税や国民健康保険税の税額を決定するだけでなく、後期高齢者医療制度等の各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用の算定基礎になるなど、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。お住まいの地区によって会場と時間が決まっていますので、申告相談日程をご覧ください。

税のお知らせ  
Tax Infomation



### ●各地区での申告相談日程

申告月日	申告時間	申告場所	住民地区
2月13日（火）	10:00～14:00まで	よろずや（旧漁協跡地）	伊座利全域
2月14日（水）	9:30～15:00まで	志和岐公民館	志和岐全域
2月15日（木）	10:00～15:00まで	阿部出張所（診療所）	阿部全域
2月16日（金）	9:30～15:00まで	木岐公民館	木岐全域
2月17日（土）・18日（日）は申告を行いません			
2月19日（月）☆	9:00～17:00まで	由岐公民館2階大会議室	東由岐
2月20日（火）☆	9:00～17:00まで	由岐公民館2階大会議室	西の地
2月21日（水）☆	9:00～17:00まで	由岐公民館2階大会議室	西由岐
2月22日（木）☆	9:00～17:00まで	由岐公民館2階大会議室	田井・港町
2月23日（金）・24日（土）・25日（日）は申告を行いません			
2月26日（月）	9:30～15:00まで	北河内公民館	北分・登り・本村
2月27日（火）	10:00～14:00まで	大戸公民館	久望・馬路・大戸
2月28日（水）	9:30～15:00まで	西河内公民館	西河内全域
2月29日（木）	9:30～15:00まで	赤松防災拠点施設	赤松全域
3月1日（金）	9:30～15:00まで	山河内公民館	山河内全域
3月2日（土）・3日（日）は申告を行いません			
3月4日（月）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	恵比須浜・田井・奥河町
3月5日（火）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	戎町・中村町・天神町・井ノ上
3月6日（水）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	東町・大久保団地
3月7日（木）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	外磯町・奥湯
3月8日（金）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	桜町
3月9日（土）・10日（日）は申告を行いません			
3月11日（月）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	桜町・西町・寺込
3月12日（火）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	桜町・本町・弁才天
3月13日（水）☆	9:00～17:00まで	コミュニティホール	本町・西町・弁才天・寺込

☆印の日は美波町全域の申告を受付することができます。

●3月14日以降は申告を受け付けませんので、必ず期間内に申告を行うようにしてください。

### ●申告が必要な方

令和6年1月1日現在、美波町内に住所地があり、令和5年中に次のいずれかに該当する方で、税務署に確定申告書等を提出しない方は申告をしてください。

- 1) 営業・農業・不動産などの収入のあった方で、所得税のかからない方
- 2) 給与所得者で、給与以外に収入のあった方
- 3) 公的年金等を受給している方で、公的年金等以外に収入があった方
- 4) 給与収入や公的年金等の収入のみの方で、医療費控除・雑損控除などの所得控除を受けようとする方
- 5) 所得がなかった方で、令和6年度課税（令和5年中の所得）の所得証明などが必要となる方や、各種行政サービス（国民健康保険・公営住宅・こども園など）を受けるため、町での所得確認が必要な方（被扶養者である高校生や大学生も含む）

●次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ▶税務署に確定申告書を提出する方
  - ▶令和5年中の収入が給与のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方\*
  - ▶令和5年中の収入が公的年金等のみの方\*
- ※医療費控除・扶養控除・寡婦控除などの所得控除を受ける場合は、町県民税の申告をする必要があります

### ●申告に必要なもの

#### 1) マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号が確認できる書類（通知カード、個人番号記載の住民票写しまたは住民標記事項証明書等）と、本人確認ができる書類（運転免許証、公的医療保健の被保険者証、パスポート等）をご持参ください。印鑑は必要ありません。

#### 2) 令和5年中に支払った控除証明書等

社会保険料（国民年金保険料等）控除証明書、生命保険・個人年金、地震（損害）保険料等の控除証明書、医療費等の明細書もしくは領収書、並びに証明書。

※医療費の領収書は、個人ごと・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。

#### 3) 令和5年中の所得計算に関する書類

給与等源泉徴収票（原本）、公的年金等源泉徴収票（原本）、収支内訳書等、配偶者の収入が確認できる書類。  
農業所得者は、昨年12月に配布しました「令和5年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入しご持参いただくか、収支計算ができる関係書類をご持参ください。また、10万円以上の農機具等を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類をご持参ください。

帳簿への記帳が必須です。帳簿へ記帳されていない方は雑所得に分類される場合があります。

漁業所得者は、収支計算が原則となるため、事前に収支内訳書を記載いただくか、収支計算ができる関係書類をご持参ください。

●代理人が申告書等を提出する場合は下記の書類が必要です。

- ▶本人に関するマイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票（写しも可）から1点
- ▶戸籍謄本（法定代理人）、委任状（任意代理人）、税務代理権限証書（税理士）から1点
- ▶代理人に関するマイナンバーカード、顔写真付き身分証明書（運転免許証等）から1点  
もしくは、代理人に関する顔写真無し身分証明書、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等から2点

【お問い合わせ】税務課 ☎ 0884-77-3615